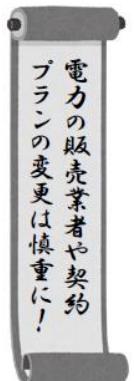


こんな消費者トラブル ありました！



市民生活課市民生活係
☎ 0824-73-1154



平成28年4月に電力小売り事業が全面的に自由化され、さまざまな事業者が一般家庭向けに電力を販売できるようになりました。その頃から、「知らない事業者から電話があり、「電気の契約を当社に切り替えると、料金が安くなる」と説明され、「安くなるのなら」と思い電話で契約を申し込んだが、契約時に内容をよく理解していなかつたためキャンセルしたい」という、電気契約の変更に関する相談が多く寄せられています。

このように、「今よりも安くなる」という説明をうのみにせず、明細書やインターネットなどで現在の契約内容や料金を確認し、本当に変更が必要かどうかを考えましょう。

また、検針票などに記載されている「お客様番号」などの情報をよく考えずに事業者に伝えてしまうと、消費者の意に反して契約手続きを進められることもあります。情報の提供は慎重に行いましょう。



訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面などを受け取つてから8日以内であればクーリング・オフをすることができます。

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は庄原市消費生活センターへ！

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付
☎ 0824-73-1228